

# 1 1 移動・交通

## 1 乗車等運賃割引の対象となる障がい程度

（「身体障害者及び知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」の障害区分参照）

### 【第1種身体障害者】

障がいの区分		障がいの程度
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能障がい	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
心臓機能障がい		1級から4級までの各級
じん臓機能障がい		1級から4級までの各級
呼吸機能障がい		1級から4級までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級から4級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から4級までの各級
肝臓機能障がい		1級から4級までの各級

（備考）前記左欄に掲げる障がいを2つ以上有し、その障がいの総合の程度が前記右欄に準ずるものも第一種身体障がい者とされる。（身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表備考1及び3を参照）

### 【第2種身体障がい者】

第1種身体障がい者以外の身体障がい者

### 【第1種知的障がい者】

障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第3の1の（1）に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者

### 【第2種知的障がい者】

第1種知的障がい者以外の知的障がい者

## 2 鉄道・バスの障害者運賃割引

### JR九州（鉄道）の障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ	手帳呈示
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	無		
	普通急行券	無		
本人と介護者	普通乗車券	5割	距離制限なし	手帳呈示
	普通回数乗車券	5割	距離制限なし	手帳呈示
	定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし／距離制限なし／介護者は通勤定期乗車券を発売 ※	手帳呈示
	普通急行券	5割	距離制限なし	手帳呈示

#### ○第2種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人（単独時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ	手帳呈示
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	無		
	普通急行券	無		
本人と介護者	普通乗車券	無		
	普通回数乗車券	無		
	定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし／12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期乗車券を発売 ※	手帳呈示
	普通急行券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。障害者と介護者は、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が、同一で同時に購入（使用）する場合のみ割引となる。

※第1種の障害者（大人）が介護者と同伴で利用する場合、片道100kmまでの区間を乗車するときは、券売機で小児用の乗車券を購入し利用することも可。ただし、その場合は改札口で係員に乗車券及び手帳を呈示（自動改札機利用不可）。

※「身体障害者手帳」または「療育手帳」（旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載があるもの)の呈示が必要である。

### JR九州バスの障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○第2種身体障害者・知的障害者

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者1級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者2級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割

#### ○精神障害者3級

対象	種類	割引率
本人(単独時)	普通乗車券	5割
	バス定期券	3割
本人・介護者(介護者同伴時)	普通乗車券	—
	バス定期券	—

※購入の際は、手帳を呈示

※障害者本人に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限って発売。

※高速バスの割引については、お問合わせ下さい。

### 西鉄電車・バスの障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者、第1級精神障害者

手帳所持者		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	-	5割	5割	5割
バス	普通乗車券 現金・ICカード	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	-	5割	5割	5割

#### ○第2種身体障害者・知的障害者、第2級・第3級精神障害者

手帳所持者		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	-	5割	-
	定期乗車券	-	5割	-	-
バス	普通乗車券 現金・ICカード	5割	-	5割	-
	定期乗車券	-	5割	5割	-

※電車を利用する場合は、乗車券購入時に窓口で手帳を呈示。  
バスを利用する場合は、降車時または乗車券購入時に呈示。  
(ただし、障がい者nimocaの場合は手帳の呈示は必要なし。)

※障がい者1人につき、1人の介護者をつけることができる。  
(第2種および2級、3級12歳以上を除く)

※介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入(使用)する場合のみ有効。

※介護者の定期乗車券は、小児普通(通勤)定期または通学定期の資格者であっても大人普通(通勤)定期の販売となる(ただし、バスは小児普通(通勤)定期販売可)。

### 平成筑豊鉄道の障害者運賃割引

#### ○第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割	介護者同伴時のみ適用	手帳呈示
	定期券	5割	介護者同伴時のみ適用 / 小児定期券の割引なし	手帳呈示

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳2・3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	無		
	定期券	無		
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	5割	12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期券を適用※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

### 筑豊電鉄の障害者運賃割引

○身体障がい者・知的障がい者（第1種・第2種）

手帳保持者	割引対象	小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	5割
	ICカード				
	定期乗車券		5割 (※通勤)	5割	5割 (※通勤)
第2種	普通乗車券	5割		5割	
	ICカード				
	定期乗車券		5割 (※通勤)		

※普通乗車券・ICカードを利用の場合は、降車時に手帳を呈示。(ただし、障がい者nimocaの場合は手帳の呈示は必要なし。)

※定期乗車券を利用の場合は、購入時に窓口で手帳を呈示。

※障がい者1人につき1人の介護者をつけることができる。

※介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい

者と同時購入（使用）する場合のみ有効。

※介護者の乗車券は、通学定期乗車券の資格者であっても通勤定期乗車券の発売となる。

### 甘木鉄道の障害者運賃割引

○第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	無		
	回数券	無		
	定期券	5割	12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期券を適用※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

※原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。

※障害者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

北九州モノレール（北九州高速鉄道株）の障害者運賃割引

○第一種障害者、第二種障害者

	対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
第一種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	(普通乗車券は券売機で購入) 購入時に手帳を提示
	介護者 (介護者手帳)		5割	介護者は身体障害者の場合2人まで、知的障害者の場合1人のみ適用	
第二種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (介護者手帳)	定期乗車券	5割	12歳未満の障害者の介護者1人のみ適用	

○1級精神障害者、2級・3級精神障害者

	対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
1級精神障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	(普通乗車券は券売機で購入) 購入時に手帳を提示
	介護者 (介護者手帳)	定期乗車券	5割	介護者は1人のみ適用	
2級・3級精神障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割	小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (介護者手帳)	定期乗車券	5割	12歳未満の障害者の介護者1人のみ適用	

福岡市地下鉄の障害者運賃割引

○身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	1日乗車券	5割		手帳呈示
	はやかけん※②	5割	障がい児向け「小児ははやかけん」ポイント※④	手帳呈示
	定期券	5割		手帳呈示

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
介護者	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	はやかけん※②	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用※③	手帳呈示

○身体障害者手帳4～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	小児は小児料金の50%相当、6歳以上12歳未満※①	手帳呈示
	1日乗車券	5割		手帳呈示
	はやかけん※②	5割	障がい児向け「小児ははやかけん」ポイント※④	手帳呈示
	定期券	5割		手帳呈示

※①小児料金の50%相当は普通乗車券のみ対象としている。

※②地下鉄ICカード

※③介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。

障がい者1名に対し1名の介護者をつけることができる。

※④障がい者手帳をお持ちの小児の方が、事前登録を行った「小児ははやかけん」で地下鉄を利用された場合に、一旦小児料金をお支払いいただき、割引料金との差額を「はやかけんポイント」として付用する。

◎福岡市内在住者の場合、市独自の割引制度や料金助成制度あり。詳細は各区役所保健福祉センターへ。

昭和バスの障がい者運賃割引

○身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	3割	大人定期の3割引 / 小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	回数券	5割		手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用 ※	手帳呈示

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。また、原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。  
 ※障がい者1名に対し1名の介護者をつけることができる。  
 ※障がい者用 nimoca で利用の時は、手帳の提示は必要なし。

**堀川バスの障害者運賃割引**

○身体障がい者・知的障がい者（第1種）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○身体障がい者・知的障がい者（第2種）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券 現金 ICカード	無		
	回数券	無		
	定期券	無		

○精神障がい者（1級）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	通勤定期券を適用※	手帳呈示

○精神障がい者（2級、3級）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券 現金 ICカード	5割		手帳呈示
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券 現金 ICカード	無		
	定期券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。また、原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。  
 ※障がい者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。  
 （会社が介護を必要と認めた場合）  
 ※障がい者 nimoca の場合、手帳の呈示は必要なし。

**北九州市営バスの障害者運賃割引**

○身体障害者（第1種）・知的障害者（A判定）・精神障害者（1級）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通運賃	5割		手帳呈示
	定期券	5割	持参人式定期券、通学小児定期券、及び通学小児学期定期券を除く	手帳呈示
介護者	普通運賃	5割	本人と同乗の場合のみ	手帳呈示



○身体障害者（第2種）・知的障害者（A判定以外）・  
精神障害者（1級以外）

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通運賃	5割		手帳呈示
	定期券	5割	持参人式定期券、 通学小児定期券、 及び通学小児学期 定期券を除く	手帳呈示

※北九州市内在住者で以下に該当する場合は、市営バス全路線が無料となる福祉優待乗車証制度がある。令和4年6月からnimocaで交付している。

(1) 対象

- ア 身体障害者手帳1～4級所持者（第1種の場合、介護者は同伴時1名無料）
- イ 療育手帳所持者（A判定の場合、介護者は同伴時1名無料）
- ウ 戦傷病者手帳所持者
- エ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級の場合、介護者は同伴時1名無料）

(2) 必要書類

- ア デPOSIT代500円（新規の場合のみ）
- イ お持ちの手帳

(3) 窓口

NC若松商連案内所、折尾駅前案内所、二島案内所、若松営業所、向田営業所

**3 施設入所者等に対する旅客鉄道株式会社の運賃割引**

1. 内容

下記の施設に保護され、または救護される者が旅行する場合で、規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、旅客運賃割引証1枚について1人1回限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

必要な場合は、付添人をつけることができ、被救護者本人が片道乗車券を購入する場合でも、付添人に対して往復乗車券を発売できる。

2. 対象

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設。ただし、次に規定する施設を除く。

- イ 社会福祉法第2条第2項第1号の規定による施設のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する授産施設
- ロ 社会福祉法第2条第2項第3号の規定による施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター及び老人

福祉センター

- (2) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (3) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

3. 手続き

- (1) 指定救護施設の申請  
施設の代表者は、指定申請書を監督庁を経由して、当該施設を管轄する都道府県庁所在地のもよりの駅（JR吉塚駅）を所管する旅客鉄道株式会社（JR九州）に提出
- (2) 運賃割引証の申請  
指定救護施設として指定を受けている施設の代表者に申請

4. 根拠法令・通知

被救護者等に対する旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引き制度について（厚生省社会・児童家庭局長連名通知）

**4 戦傷病者に対するJR各社の無賃乗車及びJR西日本フェリーの無賃乗船**

1. 内容

戦傷病者手帳の交付を受けた者が、JR各社の鉄道及びJR西日本フェリーの連絡船に無賃で乗車船できる。  
なお、介護者も無賃となる場合がある。（回数制限あり）

2. 対象

戦傷病者手帳の交付を受けた者

3. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

4. 根拠法令・通知

戦傷病者特別援護法第9条、第23条

**5 タクシー運賃の割引**

1. 対象

身体障害者手帳所持者、知的障害者の療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

2. 割引率

メーター表示額の1割（但し、割引の重複は不可）

3. 手続き

車内で手帳を提示し、乗務員が確認を行う。

4. 注意事項

- (1) 上記の割引については、各タクシー協会、各タクシー事業所により異なる。
- (2) 現金、タクシークーポン券、市町村で発行している福祉タクシー券、プリペイドカード等で支払った場合も適用される。身体障害者割引と知的障害者割引は、重複して運賃の割引はしない。

※市町村窓口【119～124頁 No.52参照】

## 6 国内線航空旅客運賃の割引

### ◆ 身体障害者に対する航空旅客運賃の割引

#### 1. 割引運賃額

身体障害者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なる。

#### 2. 割引運賃の適用範囲

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記入されているもの（以下「第1種身体障害者」という。）が介護者と共に、又は単独で旅行する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

なお、介護者とは航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、身体障害者と同時に同一区間を旅行するものをいう。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種と記入されているものに対し適用する。

#### 3. 航空券の購入手続

(1) 身体障害者が航空券を購入する場合は、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種と記入されている身体障害者手帳を航空券販売窓口に掲示するものとする。

(2) 第1種身体障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

#### 4. 身体障害者手帳の携帯

身体障害者は、乗降の際及び乗車船中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯して差し支えないものであること。

#### 5. 根拠法令・通知

身体障害者航空旅客運賃の割引について（平成14年10月16日厚生労働省社会・援護局長通知）

### ◆ 知的障害者に対する航空旅客運賃の割引

#### 1. 割引運賃額

知的障害者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なる。

#### 2. 割引運賃の適用範囲

(1) 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の航空割引欄に「航空割引、本人・介護者」の押印がある知的障害者が介護者とともに旅行する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

なお、介護者とは航空会社が介護能力があると認める

満12歳以上の旅客で、知的障害者と同時に同一区間を旅行する旅客をいう。

(2) 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者であって、同手帳の航空割引欄に「航空割引、本人」の押印がある知的障害者本人に対し適用する。

#### 3. 航空券の購入手続き

(1) 知的障害者が航空券を購入する場合は、航空券販売窓口で知的障害者割引運賃の適用対象者である旨が証明された療育手帳を提示して行うものとする。

(2) 介護者とともに搭乗する場合は、旅行開始前に同一区間の航空券を同時に購入するものとする。

(3) 知的障害者は、あらかじめ、その居住地を所管する福祉事務所長から療育手帳に割引対象者である旨の証明印の押印を受けるものとする。

#### 4. 療育手帳の携帯

知的障害者は、乗降の際及び乗車船中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものであること。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯して差し支えないものであること。

#### 5. 根拠法令・通知

知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について（平成3年9月24日厚生省児童家庭局長通知）

### ◆ 戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引

#### 1. 内容

戦傷病者手帳の交付を受けた者で、一定程度以上の障がいがあるものは、航空運賃の割引を受けることができる。（割引率は各航空会社・路線により異なる）

#### 2. 対象

障がいの程度により本人のみ、又は本人と介護者1名

#### 3. 手続き

戦傷病者手帳に、割引対象者である旨の証明印の押印を受け、航空券を購入する際に手帳を航空券販売窓口に掲示する。

#### 4. 窓口

福岡県福祉労働部保護・援護課

#### 5. 根拠法令・通知

戦傷病者に対する航空旅客運賃の割引について（平成30年9月28日厚生労働省社会・援護局長通知）

## 7 船舶の運賃の割引

掲載分の障害者等級は、前述記載の『乗車等運賃割引の対象となる障害程度（「身体障害者に対する旅客鉄道会社等の旅客運賃の割引について 厚生省社会局長・児童家庭局長通知」の障害区分参照）』を基本とし、第1種障害者とは第1種身体障害者及び第1種知的障害者を、第2種障害者とは第2種身体障害者及び第2種知的障害者をいうものと

する。

※介護者は障害者1名に対し1名を基本とする。

※適用の詳細については各船会社にお問い合わせ下さい。

#### 関釜フェリー(株) (TEL 083-224-3000)

航路	対象	割引率	割引特記事項
下関～釜山 (韓国)	障害者	2割	1等・2等運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	2割	1等・2等で1名のみ 適用

◇手続き◇

旅行代理店で乗船券を購入の際と、乗船手続きの際に窓口  
に手帳を呈示。

1等利用の場合は、利用人数によってルームチャージ料が必  
要となる。

#### JR九州高速船(株) (TEL 092-281-2315)

航路	対象	割引率	割引特記事項
福岡～釜山	第1種 障害者	5割	運賃を適用
	第2種 障害者	5割	運賃を適用
	介護者	5割	第1種・障害者同様

◇手続き◇

チケットご購入の際及び各港チェックイン時に、手帳の原本  
をご提示ください。(コピー不可)

#### カメラライン(株) (TEL 092-262-2323)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～釜山 (韓国)	第1種 障害者	2割	運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種 障害者	2割	運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	2割	第1種・第2種障害者同様

◇手続き◇

- ①第1種・第2種の精神障害者及び介護者も対象です。  
(2割引)
- ②療育手帳の方及び介護者も対象です。(2割引)
- ③購入の際に障害者手帳もしくはミライロIDをご提示  
ください。

#### 松山・小倉フェリー(株) (TEL 093-521-1419)

航路	対象	割引率	割引特記事項
小倉 ～松山	・第1種身体障害者 ・第A種知的障害者 ・第1級精神障害者	5割	全等級運賃に適用 (乗用車航送料を含む)
	・第2種身体障害者 ・第B種知的障害者 ・第2、3級精神障害者	5割	2等・2等寝台 に限り適用

航路	対象	割引率	割引特記事項
	・介護者 (第1種身体障害者、第 A種知的障害者、第1級 精神障害者)	5割	全等級運賃に適用 (乗用車航送料を含む)

◇手続き◇

乗船券等を購入の際、窓口到手帳を呈示。

#### オーシャントランス(株) (TEL 0570-055-048 平日AM10:00～15:00 土日祝日休業)

航路	対象	割引率	割引特記事項
北九州～徳島 ～東京	第1種 障害者	5割	2等洋室運賃・個室使用料 金を適用 (車両は適用なし)
	第2種 障害者	5割	2等洋室運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者 のみ(第1種障害者同様)

◇手続き◇

乗船券を購入の際、申込用紙に記入の上窓口到手帳を呈示。

#### 阪九フェリー(株) (TEL 093-481-6581)

航路	対象	割引率	割引特記事項
北九州(新門 司)～神戸(六 甲アイランド) 北九州(新門 司)～大阪(泉 大津)	第1種 障害者	5割	全等級旅客運賃・料金を 適用
	第2種 障害者	5割	2等自由席運賃分のみ 適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者の み(第1種障害者同様)

※貨物自動車航送運賃適用車のうち、身体障害者用として認  
定された8ナンバーは、乗用車航送運賃を適用。

◇手続き◇

新門司のりば(093-481-6581)並びに旅行代理  
店で購入の際に手帳を呈示。

#### (株)名門大洋フェリー (TEL 050-3784-9680)

航路	対象	割引率	割引特記事項
新門司港～ 大阪南港	第1種 障害者	5割	全等級運賃を適用 (車両は乗用車のみ適用)
	第2種 障害者	5割	2等運賃を適用(コンフォ ート・エコノミーまで適 用) (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者 のみ(第1種障害者同様)

◇手続き◇

乗船券等を購入の際、身体障害者手帳・療育手帳を呈示。



九州郵船株 (TEL 092-281-0831)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～吉岐～ 対馬 博多～比田勝	第1種 障害者	5割	全等級燃料油価格変動調整金を除く運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種 障害者	5割	全等級燃料油価格変動調整金を除く運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者1名のみ(第1種障害者同様)(車両は適用なし)

◇手続き◇

九州郵船株と船車券販売契約を締結した旅行代理店の各支店・営業所の各窓口並びに九州郵船株関係各港切符発売窓口で購入の際に手帳若しくはミライDを呈示。

野母商船株 (本社TEL 095-822-0121 / 福岡支社TEL 0570-01-0510)

航路	対象	割引率	割引特記事項
博多～青方～ 福江	第1種 障害者	5割	旅客運賃を適用 (車両は適用なし)
	第2種 障害者	5割	旅客運賃を適用 (車両は適用なし)
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ (第1種障害者同様)

◇手続き◇

福岡支社  
〒812-0021 福岡市博多区築港本町220番地  
TEL 0570-01-0510  
FAX 092-271-7152

関門汽船株 (TEL 093-331-0222)

航路	対象	割引率	割引特記事項
門司～下関	第1種 障害者	5割	2等運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ (第1種障害者同様)

◇手続き◇

乗船券等を購入の際、乗船運賃割引申込書及び窓口到手帳を呈示。

安田産業汽船株 (TEL 095-826-0188)

航路	対象	割引率	割引特記事項
百道～ 海の中道	第1種 障害者	5割	運賃を適用
	第2種 障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者のみ (第1種障害者同様)

◇手続き◇

百道～海の中道(問合せ:092-845-1405)  
百道発売所・海の中道発売所で購入の際、乗船運賃割引申込書及び窓口到手帳を呈示。

北九州市営渡船 (TEL 093-861-0961)

対象者	割引率	割引特記事項
通勤・通院等で常時利用する身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者	全額 (無料)	申請書に施設等からの証明記載の上、渡船事業所で「特別乗船定期券」の交付手続き(手数料300円)が必要
常時利用しない上記以外の身体障害者手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者	5割	窓口または改札で手帳を呈示

福岡市営渡船 (TEL 092-291-1085)

○身体障害者手帳所持者

区分	内容	割引対象	割引率
本人	福岡市内に居住する以下に該当する者 ・身体障害者手帳1～3級 ・視覚障害4級の1 ・内部障害4級(ぼうこう・直腸機能障害を除く)	普通(回数券を含む)遊覧	100%
	上記以外の者	普通(回数券を含む)遊覧定期	50%
介護者	以下の者の介護者 ・身体障害者手帳1～3級 ・視覚障害4級の1 ・内部障害4級(ぼうこう・直腸機能障害を除く)	普通(回数券を含む)遊覧定期	50%
	12歳未満及び12歳以上の小学生の身体障がい者(上記以外)の定期旅客者の介護者	定期	50%

○療育手帳所持者

区分	内容	割引対象	割引率
本人	福岡市発行の療育手帳A1～A3の者	普通(回数券を含む)遊覧	100%
	療育手帳の交付を受けた者	普通(回数券を含む)遊覧定期	50%
介護者	療育手帳A1～A3の介護者	普通(回数券を含む)遊覧定期	50%

	12歳未満及び12歳以上の小学生の療育手帳の交付を受けたもので障がいの程度がBと判定された定期旅客者の介護者	定期	50%
--	--	----	-----

○精神障害者保健福祉手帳所持者

区分	内容	割引対象	割引率
本人	福岡市内に居住する精神障害者保健福祉手帳1級の者	普通（回数券を含む） 遊覧	100%
	上記以外の者	普通（回数券を含む） 遊覧 定期	50%
介護者	精神障害者保健福祉手帳1級の者の介護者	普通（回数券を含む） 遊覧 定期	50%
	12歳未満及び12歳以上の小学生の精神障害者保健福祉手帳所持者（上記以外）の定期旅客者の介護者	定期	50%

◇手続き◇

市営渡船の各旅客待合所に手帳（又は、マイナポータルと連携したミライロID）を提示。

糸島市営渡船

糸島市役所（TEL代表 092-323-1111）  
糸島市役所（TEL直通 092-332-2062）  
ひめしま（運航中のみ）  
（TEL 090-3326-5382）

航路	対象	割引率	割引特記事項
姫島～ 岐志	第1種障害者 および 精神障害者 保健福祉手帳1級	5割	運賃を適用
	介護者	5割	第1種障害者の介護者 （第1種障害者同様）

◇手続き◇

乗船運賃割引申込書及び購入の際に手帳または障がい者手帳アプリ「ミライロID」を表示したスマートフォンの画面を呈示（船内販売）

※糸島市内在住者の場合、市独自の料金助成あり。

詳細は、糸島市役所へお問い合わせください。

新宮町営渡船（TEL 092-962-0238）

航路	対象	割引率	割引特記事項
相島～ 新宮	第1種障害者・ 1級精神障害者	5割	運賃を適用
	第2種障害者・ 2級及び3級精神障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る
	介護者	5割	第1種障害者の介護者（第1種障害者同様）・1級精神障害者の介護者（1級精神障害者同様）

◇手続き◇

乗船運賃割引申込書及び相島港は待合所乗船券発売所窓口、新宮港は乗船の際に手帳を呈示。

宗像市営渡船（TEL 0940-62-3592）

航路	対象	割引率	割引特記事項
大島～ 神湊～ 地島	① 第1種身体障害者、第1種知的障害者、第1級精神障害者	5割	
	② 第2種身体障害者、第2種知的障害者、第2級精神障害者及び第3級精神障害者	5割	片道101km以上の旅行に限る運賃を適用
	③ ①の介護者	5割	

◇手続き◇

乗船の際に手帳を呈示。

8 自動車運転免許取得事業

【127～132頁 No.69参照】

1. 内容

障がいのある方が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成する制度。

2. 対象

市町村により異なる

3. 助成金額

市町村が認めた額

4. 窓口

各市町村障がい福祉担当課

（市町村により実施していないところあり）

9 福祉資金（障害者自動車購入）の貸付（生活福祉資金）

1. 内容

障害者が通院・通勤等のための自動車の購入に必要な経費の貸付を行う。

2. 対象

障害者世帯

3. 貸付限度額  
2,500,000円以内
4. 据置期間  
6か月以内
5. 貸付利子  
保証人がいる場合は無利子  
保証人がいない場合は年1.5%
6. 償還期間  
8年以内
7. 窓 口  
市町村社会福祉協議会
8. 根拠法令・通知  
生活福祉資金の貸付けについて（厚生労働省事務次官通知）

## 10 自動車改造助成事業

【119～124頁 No.69参照】

1. 内 容  
身体障がいのある方が就労等のために自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する制度。
2. 対 象  
市町村により異なる
3. 助成額  
市町村が認めた額
4. 窓 口  
各市町村障がい福祉担当課  
(市町村により実施していないところあり)

## 11 有料道路の通行料金割引

1. 内 容  
有料道路を通行する際、通常料金の約半額になる制度。  
※事前の登録が必要です。  
(ただし、利用する有料道路の計算単位により、支払い額が10円単位で切り上がる) ETC時間帯割引との併用はできない。
2. 対象者  
(1) 障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての者  
(2) 介護者が運転し障害者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている方のうち重度の障害の者（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲）  
※介護者が運転する場合、登録手続き箇所に「道路介護」と記載されたシールの貼り付けがないと割引が適用になりません。  
※障害者本人が乗車されていない場合、本割引の対象にはなりません。
3. 対象自動車の範囲  
(事前登録できる自動車は障害者1人につき1台)

自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」という）の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用と記載されている場合は対象外）のうち、「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下の乗用自動車。「用途」欄に「貨物」と記載されており、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は仕切られていて最大積載量が500kg以下の貨物自動車。

また、「用途」欄に「特種」と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載され、乗車定員が10人以下の特種用途自動車。総排気量が125ccを超える二輪自動車。

4. 対象自動車の所有者（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」）

所有者の氏名は個人名義のものに限る。（法人名義のものは対象外）

- (1) 障害者本人が運転の場合、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びにその同居の親族等。
- (2) 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合、上記の者が自動車を所有していないときは障害者本人を継続して日常的に介護をしている者も対象。

※割賦購入（ローン）又は長期リースの場合で自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に上記(1)(2)に該当する方の氏名が記載されているものは対象。

5. 割引有効期間

新規及び変更の申請時においては、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで。なお、更新の申請時（割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限の前日における申請）においては、手続きが完了した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）まで。

6. 手 続

窓口において、手帳の指定の箇所に、本制度の対象であること・自動車登録番号・割引有効期限の記載を受ける。必要書類は、手帳・自動車検査証等・本人運転でご希望かつ「新規」申し込みの場合のみ運転免許証。ETCの利用をご希望でかつ「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合は、それに加え本人名義のETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）。

※ETCを利用する場合、手帳への登録手続きの他にETC利用の登録手続きが必要です。

ETC障害者割引を登録済みでも、機器故障等でETCレーンが無線走行出来ず料金所係員にカードを手渡して支払いの時は、手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がない場合は通常料金での請求となります。 高速道

路ご利用の際は必ず手帳の携行をお願いいたします。  
 ※令和5年3月27日より割引制度が一部変更しております。これまで事前登録された自家用車に限り本割引の適用対象としておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合など事前登録がない自動車も新たに割引の適用対象となりました。

なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。あわせて、これまで各役所・福祉担当窓口で行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方を対象に、新たにオンライン申請を導入しました。

ご利用前に必ずホームページでご確認をお願いいたします。

※制度内容の詳細は、ネクスコ西日本のホームページ  
<https://www.w-nexco.co.jp/disabled>にてご確認ください。

西日本高速道路(株)九州支社

TEL 092-260-6111

受付時間：土日祭日を除く9:00~12:00、  
 13:00~17:25

## 7. 窓 口

市町村障がい福祉担当課、各区役所生活支援課(北九州市)、各区保健福祉センター(福岡市)

## 8. 根拠法令・通知

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日全有料道路事業者申し合わせ)

## 12 駐車禁止除外指定車標章の交付

### 1. 内 容

公安委員会から「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けている方が、現に使用中の車両については、駐車禁止場所(公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分)の規制の対象から除かれます。この場合、除外標章の掲出が必要です。「現に使用中」とは、対象者本人が運転し駐車した場合又は対象者を同乗させて運転し駐車した場合をいいます。

※除外標章を使用するときでも法定の駐車禁止場所、駐車禁止場所、時間制限駐車区間(パーキング・メーター設置の区間)、車庫代わりの駐車はできません。

### 2. 窓 口

申請者の住所地を管轄する警察署(交通課)

### 3. 根拠法令・通知

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)第4条第1項第3号クに規定する除外標章

## 4. 対象者

### ①身体障害者手帳の交付を受け、かつ、歩行困難な方

障害区分	等 級
視覚障害	1~3級、4級の1
聴覚障害	2・3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
下肢不自由	1~4級
体幹不自由	1~3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1・2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能 1~4級
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸の機能障害 小腸機能障害	1・3級
免疫機能障害	1~3級
肝臓機能障害	1~3級

②療育手帳の交付を受けている方のうち「重度(A)」の障がいの方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち「1級」の方

④身体に障がいがある方等のうち、歩行が困難なことから社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める方

### 5. 注意事項

福岡県公安委員会から交付を受けた標章を他の都道府県で使用する際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。

## 13 ふくおか・まごころ駐車場制度

### 1. 内 容

駐車場の適正利用のため、対象者に「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を交付し、商業施設や公共施設などの県と協定を結んだ協力施設の駐車場を利用する際に、その利用証を車内に掲示してもらう事業。

### 2. 対 象

(1) 身体障害者手帳所持者

(視覚障がい4级以上、聴覚障がい3级以上、平衡機能障がい5级以上、上肢機能障がい2级以上、下肢・移動機能障がい6级以上、体幹機能障がい5级以上、内部の機能障がい4级以上)

(2) 療育手帳A所持者

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

(4) 特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、



小児慢性特定疾病医療受給者

- (5) 介護保険要介護1以上の人
- (6) 妊娠7カ月から産後3カ月までの人
- (7) ケガで車いす等を使用している人

### 3. 申請方法

確認書類を添付し窓口申請、又は郵送申請（県障がい福祉課のみ）

### 4. 窓口（令和5年6月現在）

県障がい福祉課、保健福祉（環境）事務所本庁舎・分庁舎、北九州市各区役所保健福祉課、福岡市各区役所福祉・介護保険課（身体障がいのある人・知的障がいのある人・高齢者・けが人）及び

健康課（精神障がいのある人・難病者・妊産婦）、大牟田市・筑後市・大川市・豊前市・小郡市・筑紫野市・福津市・うきは市・みやま市・那珂川市・大刀洗町・大木町・みやこ町・上毛町・築上町の各福祉窓口

## 1.4 交通信号機視覚障害者用付加装置の設置

### 1. 内容

音により、視覚障がいのある人に対して歩行者用信号機が青色であることを知らせるための装置の設置

### 2. 対象

視覚障がいのある人（程度の軽重を問わない）

### 3. 窓口

警察署

## 1.5 身体障がい者補助犬の無償貸与

### 1. 内容

身体障がいのある方に対し身体障がい者補助犬を無償貸与する制度。

### 2. 対象

身体障がいのある方

### 3. 窓口

（盲導犬）

公益財団法人九州盲導犬協会

〒819-1122

糸島市東702-1

TEL 092-324-3169

FAX 092-324-3386

（介助犬・聴導犬）

認定特定非営利活動法人九州補助犬協会

〒819-1301

糸島市志摩井田原76-20

TEL・FAX 092-327-0364

## 1.6 同行援護

### 1. 内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいの

ある方等（※）につき、外出時において、当該障がいのある方等に同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を行う制度。

※難病に起因する障がいでこれに相当するものを含む。

### 2. 対象

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の方。

身体介護を伴う支援については、上記に加え、障害支援区分が2以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」が「全面的な支援が必要」又は「移乗」・「移動」・「排尿」・「排便」のうちいずれか1つ以上の項目で「支援が不要以外」と認定されている方。

### 3. 負担額

原則1割。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月あたりの負担に上限が設定され、サービスに要した費用の1割相当額が上限額より低い場合は、その額を負担する。

### 4. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター福祉・介護保険課（福岡市）

### 5. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第5条第4項

## 1.7 移動支援（ガイドヘルパーの派遣）

### 1. 内容

屋外での移動が困難な障がい者等が外出する際、外出の付き添いをするガイドヘルパーを派遣する制度。

### 2. 対象

障がい者等で市町村が外出時に移動の支援について必要と認められた者

### 3. 窓口

市町村障がい福祉担当課、各区役所保健福祉課（北九州市）、各区保健福祉センター（福岡市）

（市町村により実施していないところがあります）

【119～124頁 No.13参照】

### 4. 根拠法令・通知

障害者総合支援法第77条第1項第8号

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## 1.8 ガイドヘルパーネットワーク事業

### 1. 内容

視覚障がいのある人が社会生活上必要な用務等で他の都道府県に外出する際、または他の都道府県から福岡県に外出される際にガイドヘルパーを紹介する事業。

### 2. 対象

重度の視覚障がいのある人

### 3. 窓 口

社会福祉法人福岡県盲人協会  
福岡県障害者社会参加推進センター

## 19 一般乗用旅客自動車運送事業にて福祉輸送サービス車両を保有している事業者並びに福祉輸送限定事業者一覧

(令和5年6月1日現在福岡運輸支局調べ)

一般乗用旅客自動車運送事業とは、タクシー事業のことです。

また、福祉輸送事業限定事業とは、運送できる旅客の範囲を、障がい等により公共交通機関の利用が難しい方に限定したタクシーの事業許可のことです。

以下の一覧表にはタクシー事業者のうち、車いす、ストレッチャーの方等を輸送できる車両（福祉車両）を保有する事業者と、福祉輸送事業限定事業者の情報を記載しております。

運賃は通常のタクシーと同程度ですが、なかにはケアマネージャーが作成するケアプラン等に基づき、訪問介護員による介護サービスと連動した運賃（介護運賃）を設定している事業者もありますので、詳しくは直接お尋ねください。

【別紙一覧参照 85～89頁】

※兼用車とは、ストレッチャー、車いすのいずれも固定することのできる設備を有する車両のこと。

※セダン型とは、福祉設備を有しない一般車両ですが、ヘルパー等の介護資格を有する者が同乗し介助を実施するものです。

## 20 介護（ケア）タクシー

介護（ケア）タクシーは高齢者や障害者のために介護技術を習得（介護職員初任者研修課程修了・ホームヘルパー2級取得）した乗務員が外出をお手伝いするサービス。

お問い合わせ先	電話番号
福岡県タクシー協会	092-474-8340
福岡市タクシー協会	092-434-5100
北九州タクシー協会	093-551-6784
筑豊地区タクシー協会	0948-22-5702
筑後地区タクシー協会	0942-33-8228

## 2.1 障がいのある人に関するマーク

街で見かける障がいのある人に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名 称	概 要
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b>            障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。            駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。            ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。            特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b>            世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。            視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。            信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。            このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p><b>【概要等】</b>            肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。            危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p><b>【概要等】</b>            聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。            危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

名 称	概 要
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>
<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>
<p>オストメイト用設備／オストメイト</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>



名 称	概 要
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク</p>  <p>(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 推奨マーク)</p>	<p><b>【概要等】</b></p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>手話マーク</p> 	<p><b>【概要等】</b></p> <p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>

名 称	概 要
<p>筆談マーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
<p>ふくおか・まごころ駐車場マーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>福岡県では、障がいのある人や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設や商業施設の障がい者等用駐車場に車をとめやすくするため、「ふくおか・まごころ駐車場」制度を実施しています。</p> <p>この制度は、障がい者等用駐車場を必要とする人に、その駐車区画を利用できる利用証を発行し、安全に安心して施設を利用できるようにするものです。</p> <p>民間施設や公共施設などにおいて、左記マークの付いた駐車場に「ふくおか・まごころ駐車場利用証」のない車が駐車すると、利用証の交付を受けた人が駐車できません。</p>
<p>福岡県障がい者応援 まごころ企業認定マーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>福岡県では、働く障がいのある人を応援するため、障がいのある人が作った製品やサービスを企業が積極的に購入することで、障がいのある人の所得向上を図る「障がい者応援まごころ企業認定制度」を実施しています。</p>
<p>「まごころ製品」ロゴマーク</p> 	<p>【概要等】</p> <p>福岡県では、障がいのある皆さんがつくる商品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売や提供を通じて障がいのある皆さんの収入向上に取り組んでいます。</p> <p>「まごころ製品」ロゴマークは、「まごころ製品」の販売や提供の際に商品に貼ったりPRに利用するための「まごころ製品」の一体的なイメージを表したマークです。</p>

## 19 一般乗用旅客自動車運送事業にて福祉輸送サービス車両を保有している事業者並びに福祉輸送限定事業者一覧

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子(軽)	兼用	セダン型	セダン型(軽)
北九州市	西南運輸(株)	093-561-8633				1		
北九州市	南国交通(有)	093-931-2527	1					
北九州市	八幡第一交通(有)	093-621-0661	1	1				
北九州市	(株)ほほえみ	093-611-0814		3	8			
北九州市	北交大和タクシー(株)	093-871-5533		2	2	3		
北九州市	北九州第一交通(株)北九州第一あんしんサービス	093-562-1311	2	5	5	1		
北九州市	(株)みどり	093-371-5078				3		
北九州市	(株)サブライ	093-474-0237			1			
北九州市	(有)九州ライフケア	093-471-0885			1			
北九州市	(株)若松タクシー	093-771-3236	4	6				
北九州市	太陽交通(株)	0120-581-100	2			3		
北九州市	(有)お助けマン	093-881-1807			1			
北九州市	永富 信行(永富ラビットサービス)	093-511-6682			1			
北九州市	佐藤 理有	093-691-8327		1	1			
北九州市	(有)へっぷ	093-472-3944			1			
北九州市	(株)シダー	093-513-7855						1
北九州市	ほほえみ浅川(株)	0936-95-3900	1	2	2	1		
北九州市	久島 隆	093-381-4799		1				
北九州市	厚地 美典	090-258-8641		2	1	1		
北九州市	(株)MEGUMI	093-965-8787			2	1		
北九州市	(株)光新	0947-22-1900					1	
北九州市	合同会社やすらぎ	0933-72-7155		1				
北九州市	小木曾 朗雄	093-7531-5286				1		
北九州市	白川 政夫				1			
北九州市	菅野 肇	093-612-8929		1				
北九州市	(有)立石	090-2718-1801			1			1
北九州市	西村 誠司(スマイル介護サポート)	093-761-4225		1	1			
北九州市	(株)光新	0947-22-1900					1	
北九州市	mely福祉(株)	0800-200-3200			1			
北九州市	撰定 健一郎	090-5289-5978			1			
北九州市	田中 利和	090-1929-2318		1				
北九州市	(株)エヌジェーシー	092-414-5511	1			1		
北九州市	近藤 洋一	080-3188-5088			1			
北九州市	(有)エルオーシー・ティカ			2	1			
北九州市	(株)タイガートラベル	093-453-1717		1		1	1	
北九州市	竹下 昌兵	090-8397-6568			1	1		
北九州市	佐々木 恵美子	090-8406-8108	1					
北九州市	前原 優一	080-5207-5982			1			
北九州市	ライフシンフォニア(株)		1	1		2		
北九州市	多武 一洋	090-9606-5238		1				
北九州市	野中 涼子	090-6637-7660		1				
北九州市	合同会社 カインドネス	093-287-4016		1				
北九州市	池田 寿秋	090-1348-8074		1				
北九州市	木村 隆明			1				
北九州市	浦田 和重			1				
北九州市	合同会社 プラス			1				
北九州市	銀座自動車交通(株)						1	
福岡市	飯倉タクシー(株)	092-872-3133	2	6		1		
福岡市	九州交通(株)	092-473-0180				1	6	
福岡市	清流タクシー(有)	092-804-1000	2	2			2	
福岡市	(有)大鷗タクシー	092-541-5503				1		
福岡市	南部タクシー(有)	092-871-2386				1		
福岡市	日新交通(株)	092-541-3168				6		
福岡市	(有)福運タクシー	092-871-0539	2	1			2	
福岡市	福岡第一交通(株)福岡第一あんしんサービス	092-475-1166				3		
福岡市	西日本自動車(株)	092-761-7160		2		1		
福岡市	(NPO)福岡地域福祉サービス協会	092-643-8517					1	
福岡市	深町 喜代士	0120-92-8092 092-558-9958		1				
福岡市	大塚 賢一	092-565-2486		1				

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子(軽)	兼用	セダン型	セダン型(軽)
福岡市	(有) ワーキング・ウォーズ	092-404-1300		2				
福岡市	吉岡 敏彦	092-806-8450		1				
福岡市	大城 雅康	092-410-1080		1				
福岡市	(NPO) とびうお	090-2500-8231		1				
福岡市	(株) リーディングアソシエイツ	092-836-8726				4		
福岡市	(有) たま経営労務福祉サポート	090-9843-9420		1				
福岡市	今村 誠児	090-6425-7586	1					
福岡市	伊藤 慶朗	080-5681-9214				3		
福岡市	梅野 一浩			1				
福岡市	一般社団法人 えにしの会	092-523-7210			1			
福岡市	城戸 雄二(きど企画)	0948-23-8476			2			
福岡市	田口 米光	092-882-8126			1			
福岡市	堂園 隆司	092-834-6178	1					
福岡市	新田 凡夫	092-400-1340		1				
福岡市	松田 秀樹				1			
福岡市	梁瀬 和久	090-9605-8778		2				
福岡市	小宮 俊夫	092-864-9997					1	
福岡市	湯ノ口 馨	090-6896-7701		2	1			
福岡市	正司 隆雄	090-8220-8605		1				
福岡市	湯村 重人	092-608-0808			1			
福岡市	合同会社ハビフューズ	092-210-8213		2		2		
福岡市	金澤 宏昭	090-9078-8841			1			
福岡市	安部田 政行	090-4473-1954		1				
福岡市	GSA合同会社	092-692-5544	1					
福岡市	(有) すすらん	092-552-2501		1				
福岡市	尾田 隆治	070-8308-8966		1				
福岡市	大崎 敏夫				1			
福岡市	山本 和代	090-8222-8535			1			
福岡市	ボラリスJAPAN(株)	090-1164-5699	1					
福岡市	瀬戸 楠美	090-7019-3227			1			
福岡市	石橋 二郎	092-883-9307		1				
福岡市	清水 正樹			1				
福岡市	伊庭 良輔			2				
福岡市	堀川 光明			1				
福岡市	株式会社PAL UP	092-707-0752					1	
福岡市	株式会社 ドンマイ			1				
大牟田市	白石タクシー(株)	0944-52-3865						
大牟田市	(社) キリスト者奉仕会	0944-59-0810			1			
大牟田市	清心(株)	0944-52-1586		1				
大牟田市	ひまわり(株)	0944-85-0197		1				
大牟田市	(有) 輪	0944-74-2561			1			
大牟田市	羽山台(株)	0944-56-2372			1			
大牟田市	(有) くま	0944-31-5051		1				
大牟田市	(株) 絆	0944-88-9680			1			
大牟田市	(株) 響	0944-85-9862		1				
大牟田市	(株) ケアステーションメルシィ	0944-53-5007		2	3			
大牟田市	(株) 花善	0944-52-8701			1			
大牟田市	(有) ゆとり	0944-53-1864		1				1
大牟田市	古賀 孝志	0944-54-9336		1				
大牟田市	(株) ケアサポート縁	0944-57-8033			1			
大牟田市	NPO法人 ひーずふる絆	0944-88-9538			1			
大牟田市	(株) よかもん	0944-85-5558			1			
大牟田市	合同会社ヒロ	0944-85-7408			1			
大牟田市	(株) 福祉サービスサカタ	0944-85-8121	1		1			
大牟田市	有限会社あっとほーむ			1				
大牟田市	合同会社 POKAPOKA				1			
久留米市	川島交通自動車(株)	0942-32-4172				1	1	
久留米市	久留米タクシー(株)	0942-32-4966		1		1		
久留米市	久留米西鉄タクシー(株)	0942-21-9739				1		
久留米市	西日本観光タクシー(有)	0942-33-4773		1		1		
久留米市	浮羽交通(株)	09437-7-3165						
久留米市	久間 征昭(ケアサポートちくこ)	0942-27-2734		2				
久留米市	(NPO) 松本介護サービス	0942-31-5737		1				



市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子(軽)	兼用	セダン型	セダン型(軽)
久留米市	(有)グリーンケアステーション	0942-27-8236	4	1				
久留米市	寺崎産業(株)ヘルパーステーションあらかき	0942-48-5550					1	
久留米市	(有)環境企画	0942-65-0191			1			
久留米市	中村 豊	0942-43-1456		2				
久留米市	林田 勇三	0942-43-1456		1				
久留米市	(株)友愛	0942-27-7368		2				
久留米市	下川 達也	0942-62-3332				1		
久留米市	(合)大洲	0942-21-0080		2				
久留米市	(有)丸金タクシー	0942-62-3151		1				
久留米市	永田 善丈	090-9473-3334		1				
久留米市	野田 博之	0942-21-8614				1		
久留米市	平野 正美	0968-53-1776				1		
久留米市	社会福祉法人 天神会	0942-38-2953			1			
久留米市	江島 公美	0942-64-3174		1				
久留米市	田本 博昭	080-2719-0781		1				
久留米市	(株)縁	0942-55-6370		1				
久留米市	(株)SILVER TRY	090-5025-1099		1				
久留米市	水野 克泰	090-4364-2312			1			
久留米市	(株)軽プラスワン	0942-65-6281			1			
直方市	(社)薫風会	0949-24-6000					1	
飯塚市	総合交通(株)	0948-22-1306				1		
飯塚市	(資)ふれあい介護ステーション	0948-26-6961			1			
飯塚市	(有)飯塚興発	0120-939-324			1			
飯塚市	(有)二幸 なのはな	0948-26-2358		1				
飯塚市	(株)みのり	0948-22-8963		1	1			
飯塚市	高山 博視	0948-21-0568	1	1				
飯塚市	国本 一志	090-5084-1317			1			
飯塚市	犬丸 望	090-5470-9451			1	1		
田川市	(有)西日本在宅介護センター	0947-42-3162			2			
田川市	ハート合資会社	0947-44-3897			1			
田川市	(資)まこと	0947-42-7961			1			
田川市	植木 茂(すみれ介護タクシー)	0947-45-7172		2				
田川市	(株)ムネ	0947-49-1238			1			1
田川市	(有)ファミリーケア	0949-62-7806		1				
田川市	(株)クスノキ建設	0947-45-4335						1
田川市	一般社団法人 アクア	0947-72-5577			2			
柳川市	(株)BIGRON	0944-32-9230			1			
柳川市	(有)クマ原調剤薬局	0944-73-0106			3			
柳川市	(有)ふくしきーびす	0944-73-3123			3			
柳川市	(有)柳川観光バス	0944-73-5151		1				
柳川市	下川 亮司	090-4350-2946			1			
八女市	大丸タクシー(株)	0943-37-0046	1		1			
八女市	(株)毎日介護タクシー	0952-31-3651			1			
八女市	(有)アブランケアサービス	0943-22-4888			1			
八女市	(株)エムアイ企画	0943-25-6021			1			
八女市	社会福祉法人 伍福会	0943-30-2060					1	
八女市	(株)福祉物語	080-8377-3391			1			
八女市	社会福祉法人 明和会	0943-30-3055			1			
八女市	NPO法人 共生会	0943-24-6670			1			
筑後市	佐藤 和久	0942-53-7818			1	1		
筑後市	(NPO) 聖英福祉会	092-427-5394		1	1			
筑後市	(株)Lifeぶらす	0942-53-0110			1			
大川市	(有)樋口商会	0944-87-4852		1				
行橋市	太陽交通(株)	0930-23-2445		2		3		
行橋市	小澤 心志	0930-26-3016		3		1		
行橋市	森田 和彦	0930-22-5241			1			1
行橋市	株式会社APAhouse				1			
豊前市	(株)ストリーム	0979-82-4411	2	4	3			
豊前市	安藤 秀記	080-3160-0856	1	1				
豊前市	(有)愛夢	0979-22-7011						2
豊前市	岡村 友博	080-1933-6711		1				
豊前市	石田 誓	090-3082-0989			1			
中間市	(社)東筑紫会	093-244-6841				1		

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子(軽)	兼用	セダン型	セダン型(軽)
小郡市	(同) かすみ介護サービス	0942-75-1260			2			
小郡市	合原 修一	090-3322-3645		1				
筑紫野市	(合) NODAオフィス	092-929-4653		1				
筑紫野市	(有) アーカス	092-923-9751		2				
筑紫野市	畷岡 正徳 (アイラブ介護タクシー)	092-775-0389		2				
筑紫野市	結城 宏之			1				
春日市	石田 久仁慶	080-5242-8000		1				
春日市	金崎 隆博	092-585-7244		2				
春日市	小宮 孝義	090-2088-0618		1				
春日市	古賀 実光 (介護サポート古賀)	080-5211-1113		2				
春日市	高木 慎司	080-3949-8013		1				
大野城市	(株) シバタ介護	092-503-0435		2				
宗像市	新星交通(有)	0940-36-6555				1		
宗像市	みなとタクシー(株)	0940-35-1111				1		
宗像市	あい企画(有)	0940-33-2671					1	
宗像市	祝原 健一			1				
太宰府市	(有) 太宰府タクシー	092-922-2550		1				
太宰府市	(NPO) 飛梅コアラ	0929-23-8396			1	1		
太宰府市	北島 美和			1				
古賀市	(株) 古賀タクシー	092-942-3633		1		1	3	
古賀市	訪問介護タクシーどい(株)	0929-43-7768			2			1
古賀市	藤井 正文	090-3703-8384		1				
福津市	宗像平和タクシー(株)	0940-42-0040						
福津市	福栄タクシー(有)	0940-42-0192						
福津市	中野 一義	090-9717-4099		1				
うきは市	(有) 朝田タクシー	0943-77-3410				1		
うきは市	浮羽交通(株)	0943-77-3165						
宮若市	(有) 松川タクシー	0949-32-0011						
宮若市	MGタクシー(株)	0949-34-7330		1				
嘉麻市	嘉穂タクシー(株)	0948-52-0882		1				
嘉麻市	小山 義光 (ケアサポートひかり)	0948-28-1482			2			
朝倉市	(有) 小西介護サービス	0946-22-7481		1	2			
朝倉市	(有) 朝倉共同運輸	0946-24-2507		1		1		
みやま市	(合) 美山	0944-63-8357 090-8226-9294			1			
みやま市	瀬高交通自動車(有)	0944-63-5153			1			
糸島市	(有) 羅漢	092-331-6666	1	1		1		
糸島市	坂田 大輔	092-332-7722		1				
糸島市	中山 亮	090-4991-5161				3		
糸島市	高木 朋広	070-1790-7738				2		
那珂川市	(有) ケースワーク	092-951-3222				2		
那珂川市	小部 功 (ケアサポートなかがわ)	092-953-0237					1	
那珂川市	佐藤 安代	090-9567-2627			1			
糟屋郡	(有) ワークスコープタクシー福岡	092-937-4133			1			
糟屋郡	森木 勇次	092-947-7677		1	1			
糟屋郡	齋藤 慎介	092-935-4014		1		3		
糟屋郡	(株) ヘルスサポート衣笠	092-935-6122		2				
糟屋郡	篠崎 孝志	092-936-2330		2	1			
糟屋郡	大賀 光信 (ケアサポートフリーライフ)	092-948-4121			2			
糟屋郡	(株) 友心	080-1799-7006			1			
糟屋郡	(有) アルファ・プロジェクト・ジャパン	092-477-6190			1			
糟屋郡	(株) ジェイアイランド	092-410-5300			1			
遠賀郡	(有) ヘルパーステーションひまわり	093-221-3122		1				
遠賀郡	友永加代子 (ケアサポートともなが)	093-203-5059					1	
遠賀郡	(有) かがやきケアサービス	093-291-5557			1			
遠賀郡	(一社) 森の郷	093-281-2201			3			1
遠賀郡	田中 静恵	080-5270-6034		1	1	1		
遠賀郡	佐藤 猛	090-3884-0359		1				
遠賀郡	(株) 福祉人	093-291-3717			1			
嘉穂郡	(株) ソーケン介護支援センター	0948-20-2620			2			
嘉穂郡	特定非営利法人りはなす	0948-52-3258		1				1
朝倉郡	稲永 とし子	080-1789-5525			1			
三井郡	中村 裕一	080-3798-9643		1				

市郡名	事業者名	電話番号	寝台	車椅子	車椅子(軽)	兼用	セダン型	セダン型 (軽)
田川郡	(有) せんり	0947-46-1277			1			
田川郡	(有) 高砂	0947-72-6223		1	2			
田川郡	(有) サンコー	0947-63-4553			1			
田川郡	(有) あおぞら	0947-26-5252		1				
田川郡	(有) えがお	0947-42-4132		1				
田川郡	(社) 友あい会	0947-82-0253			1			1
田川郡	古屋 征治 (ライフサポート古屋)	0947-22-6559						1
田川郡	(有) 蓮華	0947-72-6102			1			
田川郡	(株) アイリスケアステーション	0947-49-1122			1			
田川郡	世取 義和				1			
京都郡	植田 新	090-7397-1221		1				
京都郡	稲田 康祐	080-3966-8294		1				
京都郡	正宗 利光				1			
京都郡	(株) しろいわ			2				
築上郡	中村 聖秘壺	0992-52-9756		1	1			
築上郡	(株) しんわ	080-1776-7009		1		8		
築上郡	上島 茂裕	0979-84-7480		1				